

令和4年美浦村告示第99号

令和4年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月18日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年6月7日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和4年第2回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
6月 7日	火	本会議	午前10時	開会 報告、質疑 議案上程、提案理由説明
6月 8日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案調査）
		委員会	午後1時30分	厚生文教委員会（議案調査）
6月 9日	木	休 会		議案調査
6月10日	金	休 会		議案調査
6月11日	土	休 会		議案調査
6月12日	日	休 会		議案調査
6月13日	月	休 会		議案調査
6月14日	火	休 会		議案調査
6月15日	水	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑、討論、採決 閉会

令和4年第2回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

報告第1号 継続費繰越計算書について（令和3年度美浦村一般会計）

（議案書3・4ページ）

報告第1号 令和3年度美浦村一般会計継続費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

令和3年度に係る教育費の経費を本年度に繰り越すこととしたため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和3年度美浦村一般会計）

（議案書5・6ページ）

報告第2号 令和3年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

令和3年度に係る総務費、民生費、農林水産業費の歳出予算の繰越明許費について、繰越額及びその財源が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

報告第3号 繰越計算書について（令和3年度美浦村下水道事業会計）

（議案書7・8ページ）

報告第3号 繰越計算書について（令和3年度美浦村下水道事業会計）につきまして、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費、処理場建設改良費の歳出予算の経費を、それぞれ本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

（議案書9ページ）

議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について、申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免に係る規定の一部を改正するものでございます。

減免について国の財政支援の対象期間が延長されており、本村でも減免を行うため、対象期間を令和5年3月31日までの納期限の保険料を1年間延長するものでございます。

議案第2号 美浦村村医設置条例の一部を改正する条例

(議案書10ページ)

議案第2号 美浦村村医設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、本村の村医の手当及び費用弁償について、近隣市町村の条例にならい、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表へ移管し、美浦村村医の手当及び費用弁償に関する条例を廃止したことに伴い、美浦村村医設置条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

(議案書11から28ページ)

議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ5,678万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億4,807万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和4年度当初予算の編成時期の関係から当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為では、本年度内に契約するもので契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、第3条の地方債の補正では、1件の追加をお願いしております。

14ページをお開きください。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

社会福祉施設整備事業債では、第1号の補正予算で計上をいたしました美浦村デイサービスセンターの空調設備改修事業について、事業費の財源の全額を一般財源としておりましたが、村債対象事業費の確定等により、限度額の範囲で地方債に財源を変更いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

18ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、管財事務費で新型コロナウイルス感染症対策に係る

経費として、54万6,000円の計上をいたしております。

徴税費の賦課費では、賦課事務費で評価替土地鑑定委託料の契約内容等の見直しにより、63万3,000円の減額をいたしております。

なお、管財事務費の財源につきましては、全額国庫補助となっております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、会計年度任用職員に係る人件費等で、総額165万円を計上いたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費で、昨年度の子育て世帯臨時特別給付金補助金の返還金として9万5,000円、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付費で750万円、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付事務費で総額62万5,000円の計上をいたしております。

19ページをお開き下さい。

保育所費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、大谷保育所運営費で7万5,000円、大谷保育所管理費で13万7,000円、木原保育所運営費で7万5,000円、木原保育所管理費で13万7,000円をそれぞれ計上しております。

なお、財源につきましては、返還金を除き、全額国庫補助金となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の保健衛生総務費では、稲敷地域病院群への輪番制市町村負担金として2,778万7,000円、稲敷地域小児救急輪番制市町村負担金として546万円、総額3,324万7,000円の計上をいたしております。

次の保健センター管理費では、保健センター管理費で美浦村保健センターの内科診療室の空調修繕料として、37万4,000円の増額補正をお願いしております。

なお、保健衛生事務費の財源につきましては、県支出金及び構成団体からの分担金の預かり金分を充当いたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、地域産品直売所運営費でPOSレジの保守管理委託料等として、60万5,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、消防費について申し上げます。

20ページをお開き下さい。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で令和3年度自治消防団員退職者18名分の退職報奨金678万3,000円の増額補正をお願いしております。長年にわたり地域の消防防災活動に御尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますと共に、感謝を申し上げる次第であります。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、新型コロナ教育関連対策事業で54万6,000円の計上をいたしております。

次に、小学校費の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、各小学校管理費で総額22万5,000円、木原小学校保健特別対策事業で90万円、大谷小学校保健特別対策事業で135万円、安中小学校保健特別対策事業で90万円をそれぞれ計上しております。

21ページをお開き下さい。

中学校費の学校管理費では、各小学校と同様の理由から、美浦中学校管理費で7万5,000円、美浦中学校保健特別対策事業で145万6,000円を計上いたしております。

次に、幼稚園費の幼稚園費では、各小学校と同様の理由から、幼稚園運営費で7万5,000円、幼稚園管理費で13万7,000円を計上いたしております。

なお、教育費の財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げます。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、17ページをお開きください。

初めに、分担金及び負担金について申し上げます。

負担金の衛生費負担金では、稲敷地域病院群輪番制病院運営費負担金及び稲敷地域小児救急輪番制病院運営費負担金として、総額3,039万5,000円を計上いたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、438万4,000円の増額補正をいたしております。

次の教育費国庫補助金では、小学校費補助金及び中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金として、総額225万円の追加補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の民生費県補助金では、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金補助金で750万円、その事務費補助金で62万5,000円、総額812万5,000円の増額補正をいたしております。

次の衛生費県補助金では、小児救急輪番制病院運営費補助金として、285万2,000円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1,581万3,000円の減額補正をいたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で説明いたしました退職消防団員に対する報償金の財源として、678万3,000円の増額補正をいたしております。

最後に、村債について申し上げます。

村債の民生債では、第3表の中で説明いたしました美浦村デイサービスセンターの

空調設備改修事業について、一般財源からの財源変更により、1,770万円の計上をいたしております。

以上、今回の令和4年度美浦村一般会計補正予算（第3号）の主な概要について、御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**令和4年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和4年6月7日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第1号 継続費繰越計算書について(令和3年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について(令和3年度美浦村一般会計)

報告第3号 繰越計算書について(令和3年度美浦村下水道事業会計)

(議案一括上程・提案理由の説明省略)

議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村村医設置条例の一部を改正する条例

議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君				
教	育	長	富永	保君			
総	務	部	長	木鉛	昌夫君		
保	健	福	祉	部	長	鈴木	章君
経	済	建	設	部	長	木村	光之君
教	育	部	長	菅野	眞照君		
総	務	課	長	青野	克美君		

企 画 財 政 課 長

大 竹 裕 幸 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書
書

柳 堀 浩
木 村 弘 子
渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第2回定例会への御参集大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第2回美浦村議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思ひます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和4年第2回美浦村議会定例会に御参集、大変御苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化に御尽力されておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨日、天気予報の報道で、関東地方は梅雨入りしたとの発表がありました。そのような状況下ではありますが、稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村が輪番で行う霞ヶ浦水防訓練を、今年美浦村が当番で6月、今月ですね、18日に行う予定であります。一昨年、昨年はコロナ感染防止のため、中止でございました。近年、全国で大雨による水害が至るところで発生しています。水害による被害を最小限に抑えるには、広域による水防訓練が地域住民の安全・安心にもつながる連携であると思ひます。「備えあれば憂いなし」ことわざのように、常日頃の準備が大切であります。

今年のゴールデンウィーク時期に、全国で行動制限を設けない取り組みをしました。結果、思ったより感染の拡大がみられないため、経済活動を含め、通常の社会生活に切り替えようとの動きで、国、県とも制限を緩和されてきました。少しずつ通常の生活に戻りつつあることは、うれしい限りであります。議員各位には、季節の変わり目に寒暖差もあり、体調に十分留意され御活躍いただきますようお願いいたします。

コロナ感染防止については、4回目のワクチン接種券を60歳以上の方に今月上旬から順次、発送する予定であります。接種期間は、7月1日から9月30日となります。コールセンターについては、6月1日から再開しました。予約開始は、今月中旬からインターネット・コールセンターにて受け付けを開始いたします。あくまで、3回目の接種終了より5か月以上での接種となります。基礎疾患を有する18歳から59歳の方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方についても対象となります。これから夏の時期に入ります、感染を抑止できるようになれば、マスクをつけない日常を過ごせるようになると思います。

昨年を振り返ってみますと、第2回定例議会で、国からの定額給付金や村独自の支援給付などを実施いたしました。しかし、1年以上過ぎてもコロナの終息には至らず、徐々に生活に困窮する世帯が多くなっているのが実情であり、さらなる支援も必要であると思います。

それに加え、3月24日にロシア軍によるウクライナへの侵略で、燃料、電気、生活必需品のあらゆるものが値上げとなってきています。コロナ感染以上に生活に困窮する人たちの現状を、テレビ、新聞で見受けられるようになりました。コロナ終息だけでなく、平和な日常を脅かす侵略こそあってはならない。平和的解決を目指すことが国を統治する首相、大統領の資質であると考えております。早期の停戦が実現するよう、国連を中心として世界の国々が連携することが必要ではないでしょうか。

今定例会に提出する案件は、報告第1号で継続費繰越計算書について（令和3年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で繰越明許費繰越計算書について（令和3年度美浦村一般会計）が1件、報告第3号で繰越計算書について（令和3年度美浦村下水道事業会計）が1件、議案第1号で美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第2号で美浦村村医設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で令和4年度美浦村一般会計補正予算（第3号）が1件の6案件であります。

議員各位には御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

2番議員 小 泉 嘉 忠 君

3番議員 北 出 攻 君

4番議員 松 村 広 志 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から15日までの9日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から15日までの9日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和3年度美浦村一般会計）から、報告第3号 繰越計算書について（令和3年度美浦村下水道事業会計）を一括議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

報告第1号から報告第3号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

報告第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、報告第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、報告第3号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例から、議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第3号）までの、3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をいたしております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時11分 散会

**令和4年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和4年6月15日 開議

一般質問

林 昌子 議員

松村 広志 議員

議案

(質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村村医設置条例の一部を改正する条例

議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君				
教	育	長	富永	保君			
総	務	部	長	木鉛	昌夫君		
保	健	福	祉	部	長	鈴木	章君
経	済	建	設	部	長	木村	光之君
教	育	部	長	菅野	眞照君		
総	務	課	長	青野	克美君		
企	画	財	政	課	長	大竹	裕幸君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書	木 村 弘 子
書	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

なお、本日はポロシャツ議会というようなことで銘打っておりますけれども、気候関係で、皆さんの上着等の着脱は、皆さんの判断で行っていただきたいというふうに思います。

また、飛沫飛散防止パネルの中での発言についてはマスクを外してもいいので、そのようにお願いをいたします。

ただいまから、令和4年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

[10番 林 昌子君登壇]

○10番（林 昌子君） おはようございます。

それでは通告に従いまして、2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、防災対策についてです。

資料1をご覧ください。

これは、5月11日に掲載されました茨城新聞の記事でございます。災害時のドローンの活用についての協定を組んだ記事が載っておりました。この締結式でつくばみらい市の小田川市長が「職員もドローン进行操作できるようライセンスを取っていかねばいけな」と挨拶をされておりました。

現在日本では、ドローンに関する民間資格や飛行に関する規制を定めた法律は存在するものの、ドローン操縦士に対する免許制度は導入されていませんでした。しかし、本年4月20日に「レベル4飛行の実現に向けた新たな制度整備等」について新たな発表があり、その中で、本年12月より免許制（国家資格）がスタートすることになりました。

美浦村も有資格者の確保が必要と考えますが、今後の取り組みをお尋ねいたします。

それではまず初めに、①ドローン保有台数と有資格者の現状をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 林議員の御質問にお答えいたします。

近年のドローンは、単に飛ばし、娯楽として楽しむものから、撮影や物流運搬、危険な箇所への点検、捜索と非常に幅広く活用されております。ドローンにカメラや運搬装置、または農薬機材設置による農薬散布が行えるなど、多種多様な役割が今後も拡大されることが予想されます。それに伴い、ドローン事業の拡大には、操縦者のルールの把握や操縦技術の向上が求められています。

現在の飛行技術に応じたレベル分けは、レベル1からレベル4に分類されております。レベル1は、目視内での操縦飛行であり、主に空撮や危険箇所の点検。レベル2は、目視内での自動及び自律飛行であり、農薬散布や土木測量の範囲です。レベル3は、無人地帯での目視外飛行が行え、離島や山間部への荷物の配送等。レベル4につきましては、有人地帯での目視外飛行で都市部における配送や警備・救助・インフラ点検などが当てはまりますが、現在はレベル4飛行が認められておりません。林議員の御質問のとおり、令和4年12月頃に、国がレベル4飛行の実現に向けた新たな制度整備を目指し、国家資格を取得することで、現在飛行禁止となっているレベル4地域を飛行することが可能となる予定です。

こうした安全運用ルールが策定される中で、本村では、現在までにドローン保有台数はゼロ台、筑波研究学園専門学校におきまして職員向けのアカデミー特別講座のドローン操縦コース講習会に村職員2名が参加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ドローンに関しては村保有台数がゼロということで、有事のときにもし、村職員が操作する場合にある程度村の所有物でないと、今後はいろいろな点で問題が起きてくることも考えられますので、ドローンの本体に関してもあわせて検討がすべきではないかということをおし述べておきます。取りあえず2名、講習に参加しているということで伺いましたので、その方の今後の御活躍が楽しみでございます。

今後、美浦村においても、甚大な被害がないとは言いきれません。被害情報を早急に取得するために、今後、2名の職員がドローンの資格を得たとしても、人事異動で災害時の関わり方が変わり、ドローンによる情報収集を担当できないことが起こり得ます。ですので、災害時には有資格者がドローンによる災害情報に専念できるためのチームをつくり、日頃から操縦訓練する体制の確保が必要であると考えます。

そこで、②災害時におけるドローンチームの構想及び今後の構想について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 林議員の御質問にお答えいたします。

ドローンは、災害現場における状況調査にも非常に有効な手段と考えます。土砂崩れで車両や人が入れない中、二次災害へのリスクを軽減しながら被害状況を把握できる役割を果たしています。現在、被害時におけるドローンの活用については、稲敷広域消防本部はドローン3台を所有し、操縦者は33名おり、消防職員による調査が実施できます。

美浦村と美浦村建設業協会が、平成28年4月8日、豪雨・地震災害公共土木施設等急復旧工事に関する協定を結びました。ドローンチームの構想及び今後の構想につきましては、この協定の中で、現在、伊藤建設、栗山工業等、民間建設会社が保有しておりますドローンの活用を検討いたします。

いざ有事の際にドローンが必要になる場合には、稲敷広域消防本部と連携をし、村は安全な飛行確保や稲敷広域消防本部の要請に応じた後方支援に努め、消防防災分野において継続してドローンの活用を図れるよう研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それではただいまの答弁で、稲敷広域や民間企業の協力を得るという答弁をいただきました。これは、とても有益であると思います。ですので、これから細かいところ詰めていかれることを御期待申し上げます。

そこで、ただいまの答弁に対しまして、3点再質問を、一括で質問をさせていただきます。

1点目、稲敷広域の現状をお尋ねいたします。空撮や測量、インフラ点検、薬物等の散布など用途に応じた機種がありますけれども、美浦村が必要とする用途に応じた機種を保有しているのかどうか。

2点目、国家資格の免許制がスタートすると、今後は、国交省航空局標準マニュアル2-2に記載された業務を実施するために必要な操縦技量（対面飛行、飛行の組合せ、8の字飛行）の習得が必要になってくると言われております。現在はそのような操縦技能証明書を取得しているのかどうかということが2点目。

3点目としては、後方支援に努めるとの答弁をいただきました、大災害時にドローン操縦士として、消防職員が専念できる2人を確保できるかは疑問であります。本村の職員で、専門にドローン操作できる職員確保が必要であると考えているわけです。現在の操縦者の8割は正式な講習を受けずに、操縦技能証明書を持っていないと言われております。オートモードでは簡単に操縦できますが、高压線等のそばを飛行すると電波障害によりWi-Fiが切れ、マニュアルモードとなったときの技術力不足での事故が現在多発しております。

今なぜこのような質問をするかということ、12月の導入、国家資格の導入時にアドバン

スコアの技能証明書を取得しておけば、国の操縦ライセンスの学科試験や実地試験の一部、もしくは、全ての免除が行われる予定だと伺うからです。

そこで、資格取得の費用を災害対策関係の国の補助金を活用し、職員数名に資格をこの時期に取得させられないかということをお尋ねするわけです。美浦村の住民の命と地域を守るために、ぜひとも前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 林議員の御質問にお答えいたします。

稲敷広域消防本部で保有しております機種につきましては、D J I という会社が製造しておりますM a v i c（マビック）2を3台保有しております。用途としては、空撮による現場状況の把握や水難事故等の際に、赤外線機能を使って熱画像により要救助者を捜索できます。

稲敷広域消防本部の保有資格につきましては、ドローンマスターズ協会のビギナーコース修了が5名の職員。それ以外28名の職員は、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に基づき、10時間以上の飛行経歴による許可の範囲で活動しております。

補助金を活用した災害対策において、資格の取得につきましては模索し、ドローンの活用とあわせ研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 現在ですね、いなほ消防署で保有しておりますそのドローンにおいて、大山湖岸での災害があったときにすごく活躍されているということは伺っております。水難事故の際の赤外線機能の画像も有効に生かされているのかなと思いますと、これはとてもありがたい機能であると思います。

先ほどの答弁でですね、消防署職員がビギナーコース終了とのことでした。この場合は、国交省航空局標準マニュアル2-2業務を実施するために必要な操縦技量の習得に示された技術がない状態と思われれます。防災等の業務に従事するのは、航空法に抵触する可能性があります。

12月よりの資格取得が得られやすい時期は限られますので、有事の際に職員が活躍できる体制づくりを早期に決定されますことを願います。ただ先ほどは、資格の取得については、模索しドローンの活用とあわせて研究するという答弁いただきましたので、その進捗状況を見てまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に述べました、村所有のドローン購入に関してですが、昨年、民間のドローンが自衛隊や消防署のヘリコプターに接近し過ぎて、航空事故が起きました。今このような事故が多発していることと、脱落している所有者不明ドローンが多くなっていることから、今後、許可申請をとるときに、型式認証や機体認証、操縦者登録制度等がさらに厳しくなっております。その意味でも、村保有のドローンの確保も検討する必要があると考えま

すので、あわせてご検討されることを希望いたします。

また、ドローンは、防災関係以外にも不法投棄の調査や観光PRにも力を発揮することとなりますので、つけ加えさせていただきます。このことをもって、次の質問に移らせていただきます。

次に、地球温暖化による異常気象が続く中、気象庁は、梅雨末期の豪雨災害は線状降水帯が絡んでいるとし、今シーズンから線状降水帯の予測情報が発表されるようになりました。一昨年7月の熊本豪雨など、近年相次ぐ大雨災害の要因として注目を集めるようになったのが「線状降水帯」です。昨年までは「発生しました」という発生情報だったのですが、今後は予測の段階で情報が出るので、私たちも事前に準備ができるようになりました。

水害から助かるために大切なことが、1000年に1度の雨の怖さを知ることです。浸水リスクエリアの人口増加の1位は埼玉県、2位はなんと茨城県です。3位に連なっております岡山県に関しましては、2018年の西日本豪雨で甚大な被害を受けた岡山県倉敷市真備町ですばらしい取り組みをとっておりますので、少し御説明をさせていただきます。すごくこの真備町では、被害でお亡くなりになった方の82%が高齢者だったことから、そのあとは高齢者を含む住民同士の情報共有を図るために、スマホの無料通話アプリを利用しているとのこと。昨年7月時には、グループLINE上で小田川の水位情報や高齢者避難開始の情報を共有して、無事に全員避難したとのことでした。

そこで質問をいたします。高齢者への災害時の伝達ツールとして、スマートフォンやタブレット等がとても有効であります。高齢者へ条件付でスマホやタブレットの購入補助を検討し、自分の命は自分で守る高齢者を増やすべきと考えますが、この点に対していかがお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 林議員の御質問にお答えいたします。

自分の身は自分で守るために、住民の皆様に対しまして、迅速な情報伝達を心がけ、緊急的な情報につきましては、村内15カ所に設置しております屋外防災行政無線や美浦村防災メールにて周知しております。

今後、ガラケーと呼ばれる3G回線が、一部の携帯会社では既に廃止、一部の携帯会社では将来的な廃止により、伝達ツールの変更を余儀なくされる方もでてきます。しかし、災害時や急を要するときには、操作になれた今お使いの伝達ツールを使用させていただくことが重要であると考えます。

また、今使っているガラケーが4G回線で契約している場合は、3G回線の終了時期が過ぎても継続して使うことができます。スマートフォンの推進は、端末代金や月々の料金がガラケーよりも高くなる可能性があるなど、デメリットもあります。県内の稲敷市と東海村では、デジタル化による利便性の向上を目的として補助金の交付を行っております

が、村では、伝達ツールの変化の状況に合わせ、スマートフォン等への購入補助制度を研究していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 伝達ツールの変化の状況に合わせて、購入補助制度等を研究していくとの答弁を今いただきました。災害時は、防災無線や広報カー等で回られておりますけれども「何を言っているか聞こえない」との声が多く寄せられているということは、村長もご存じかと思います。必要なところに必要な情報を伝えるには、美浦村の防災メール等はとても有効と考えます。スマホやタブレットは、現在の生活の中で必需品として、外出時には必ず持参します。どこで災害が発生しても、手元で情報を見ることができます。それでは資料をご覧ください。

これは、稲敷市のスマホデビューチラシでございます。稲敷市ですが、シニア世代スマホ購入補助事業として、1人上限3万円補助として200名分の予算化をしましたけれども、実際は5月20日時点で31件の申込みだそうです。

次の東海村では、ガラケーからスマホに機種変更した際は上限2万円補助で、昨年12月で70の方が申込みをされたとのことでした。実際には、各メーカーの企業努力で機種代はさほどかからず、手数料の負担がメインの方もいると伺いました。

5月1日の茨城新聞に、つくばみらい市が65歳以上の新規購入者に上限2万円補助。また、常陸太田市では新規購入者には上限3万円補助という制度を導入したとの記事が掲載されておりまして、その中には「購入時の補助は全国の自治体で広がっていて、スマホにふなれな高齢者を減らす取り組みは、今後加速するとみられる」と結んでおりました。

そこで改めて、村長にお尋ねいたします。コロナ禍になってから、スマホに変えた方がたくさんいらっしゃいます。なれないながらも、LINE通話や家族や孫の写真を送り合い親睦を深めつつ、少しずつ操作を習得しております。家族から勧められても勇気が出ない方、面倒だと考えられている方、スマホの操作をマン・ツー・マンで教えてもらい、使える喜びを感じ、災害時にも自分の力で行動を起こせる勇気と希望を持ってもらえる後押しをするのも、行政の務めであると考えます。購入補助は、その方々への一歩を踏み出すきっかけになります。ぜひとも村長の前向きな答弁、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林 昌子さんの高齢者への災害時の伝達ツールということで質問をいただきました。高齢者でもスマホを使ってる方、そしてどうしても使いきれなくてガラケーを使っている方というふうな二極化が多分あるかと思います。そういう意味で、隣接する隣の稲敷市ではそういう制度を発表しましたが、今部長がおっしゃったように、使いなれた——ガラケーの部分でも、そういう災害のメールは受け取れる

部分があります。確かに、防災行政無線で聞こえないというお声も聞いておりますけども、聞こえない部分は、村のほうに連絡いただければ、村のほうで「どういう状況」っていうのは、電話をくれた方には即、答えるようなことはしておりますので、できればガラケーでもそういうツールとして今でも使えるというふうなことが、まずはそれから、もっとスマホが、情報をもっとすごくこう、ガラケーと違った連絡ができるようなものになれば、そこは持ってない方に補助をするっていうのも確かにいいアイデアかもしれません。でもぜひ、今のガラケーでも十分機能が使えるようなことを持っている方には学習していただければと思います。

防災の部分で、先ほどもね、線状降水帯や台風、これが通常の大きさではなく、最近大型になってきております。そういう意味でも、今月18日、今度の土曜日なんですけども、3市町村による水防訓練、ここ2年間やってこなかったんですけども、今年は行動制限が外れた、ゴールデンウィーク時に行動制限を外して国民が自由に移動できるような体制になりましたので、今度の土曜日なんですけども、稲敷市、阿見町、美浦で水防訓練をやります。美浦が一応当番で、木原地先でその訓練を実施いたします。

そういうことも踏まえてですね、そういう連絡もコロナが完全に収まったわけではないんで、参加できる人数を絞っての水防訓練ということになりますけども、そういう情報もですね、美浦のホームページの中を見ていただいたりなにかすれば、確認できると思います。

災害が来ないことが一番いいんですが、来たときの迅速にその情報をもろうという部分については、もうちょっと、ガラケーでできる範囲が狭まったときには、スマホでないと確認できないような状況になれば、先ほど部長が言ったように、いずれガラケーがなくなるということになれば、高齢者の方の対応もするような形にはしていかなければならないのかなというふうには思っております。

部長のほうで、それに関しては答弁をしたとおりで、研究していくということでございますので、ひとつよろしくお願いをします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ガラケーでも防災メールを受信できるということですが、意外とガラケーを持たれている方は、基本通話のみの利用をしている方が基本多いですね。ましては画面が小さいので、その小さい画面で防災メールを見るというのも結構しんどい部分がありまして、どちらかというと、今回の制度調べたときに、スマホでも画面が小さくて有効と考えない地域もあって、そういうところがタブレットの導入ということで、スマホ・タブレットどちらかっていうところでの取り組みをされているところがあります。ですので、スマホとかタブレットであれば、スワイプしてね、大きな字で見ることが出来ますので、高齢者等になりますとだんだん目も衰えてまいりまして、小さい字はなかなか見にくくなっている方が増えております。そういう意味では、より大きな画面で瞬時に正確な情報が見聞きできるようなツールというのは、これから必要になってくると思

ますので、これから検討していただくということですが、スマホもタブレットもどんどんどんどん進化して、より使いやすいものになっていくと思います。

「いろんなガラケーが使えなくなったら」という答弁でもございましたけれども、タイミングを見てですね、新しい制度が出てきたり、新しいツールができたりしたときに、瞬時に美浦としてもそういうような導入を考えていただけるような、検討していただけるように再度申し述べて、この質問は終わりにさせていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。2点目、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について、質問をさせていただきます。

2017年に、民間研究機関から国内の土地の所有者不明土地が九州の面積に相当するという推計値が発表されました。

資料1をご覧ください。

政府は、2018年から法整備を進め、本年4月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立しました。自治体の権限を強化し、地域福利や防災に役立てる改正となっております。

次の資料をご覧ください。

昨年4月には、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から、民法の一部改正として、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が制定をされました。土地の所有者が不明であることへの対策として法整備が進んでおりますが、今後は行政側の準備とともに住民への周知徹底が重要になることから、今回、お尋ねをさせていただきます。

まず初めに、現状において行政として困っていること、住民として困っていること等をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えいたします。

所有者不明土地に関する法整備に伴う行政の対応と周知徹底についてお尋ねをいただきました。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、所有者不明土地が東日本大震災の復旧・復興事業などの妨げとなっていたことを契機に、平成30年に制定され、地域のために役立てる制度や収用手続きの迅速化のための制度が創設されました。

その後、所有者不明土地のさらなる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題であるため、市町村を初めとする地域の関係者が行う施策を支える仕組みを充実させるため、特別措置法の一部が改正されました。

また、土地の所有者が不明であることは、公共事業や民間取引を阻害したり、近隣に悪影響を発生させるなど問題となることから、民法の一部改正と、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定が行われました。

議員御質問の土地の所有者が不明で現状で困っていることですが、まず、行政といたしましては、道路や排水路整備を行うにあたり用地の買収が必要となる場合に、所有者が不明であると用地取得の交渉もできないということがございます。ほかにも、何代もわたり相続登記を行っていない土地の場合には、相続人が多数となり、全ての相続人との交渉が必要となりますが、その人数の多さはもちろんのこと、相続人の居住地も全国各地にわたることがあり、本村の村道工事ではございませんが、用地買収に多くの期間を要したため、道路の完成が大きく遅れた例があるということを伺っております。

また、村が管理する村道などの用地に雑木などがはみ出してきている場合にも、緊急の安全対策として必要な場合には応急的に村で措置はするものの、所有者が不明であることから最終的な問題の解決には至らないというようなこともございます。

次に、住民といたしましても、隣の土地の所有者が不明であると、境界の確定が必要などきに確認ができないことや、雑草の侵入や雑木のはみ出し、倒木による被害が予想されるなどの問題がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 多くの住民の方から問合せをいただく時期は、大体こういう梅雨どきか、あと台風の時期ですね。必ず雑草や樹木に関してお困りの問合せが多いです。ですので、このような改正というのは、とても有益だと思います。行政として、事業の遅延や環境整備が進まないことは、大きな問題であります。空き家や空き地の管理がなされない土地に隣接する住民からは、区長や私たち議員にもたくさんの要望や苦情が寄せられます。担当課に行き、地権者が分かるころへは通知を送っていただけのわけですが、地権者が不明でどうにもならず放置するしかない土地の近隣の方々は困り果てております。違法と分かっているにもかかわらず、自分たちの住む環境を整えるために、他人の土地の雑草や樹木を伐採せざるを得ない方もいらっしゃるのが現実であります。ですので、これらの課題が解消されるための法整備でなければ、改正の意味がありません。

そこで、②法の整備により期待される効果と住民への周知方法について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 御質問にお答えいたします。

法の整備により期待される効果と住民への周知方法について、お尋ねをいただきました。

まず、期待される効果につきましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正では、所有者不明土地について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度が創設されたことにより、災害の発生を未然に防ぐことが期待できるほか、民法の改正や相続等により取得した土地所有権の国

庫への帰属に関する法律の制定によって、相続登記の申請の義務化や登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組みが導入されたこと、さらに、相続による土地所有の負担感の増加により相続をしない選択することを予防するため、相続によって土地の所有権を取得した人であれば、法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されたことなどにより、相続による所有者不明土地発生の予防が期待をされます。

また、住民としましても、隣の土地を円滑・適正に使用することができるよう、近隣関係に関するルールの見直しにより、境界調査やはみ出してきている木や枝の切り取りのために一時的に隣の土地を使用することができたり、はみ出された木枝を自ら切り取ることができる仕組みが整備されたことにより、これまで解決できなかった問題が解決されることが期待をされます。

これまで申し上げましたように、様々な問題の解決に期待ができる法整備となっておりますが、この制度を利用いたします住民への周知が大切となりますので、村といたしましては、広報みほ、村ホームページへの掲載、法務省のポスターの掲示や窓口でのパンフレットの配布のほか、死亡に関する届け出にみえた住民の方にこの制度をお知らせすることなどにより、住民への周知に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁であらゆる周知徹底がなされるということが期待されますので、今後楽しみに待って流れを見ていきたいと思っております。

私に寄せられる相談の中でも、ある方は、例えばご主人が亡くなられてその土地を今度名義変更しようと思ったときに、実はご主人の前の前の方から名義変更がされてないという現実がありまして、とても手続に困るといふか、そういうようなお困りの相談事もありました。やはり、相続を受けたときに、亡くなられたときのその住民課の対応といふか、そういうことも本当に大事になってくるのかなというのを切実に感じております。あとは、周りの方が「あの土地は今誰々さんの娘さんが引き継いでるよ」と言われるので、その娘さんに確認に行ったら「どこにどんな土地があるか知りません」と言われてしまったり、結局相続したことを気づいてない方もいらっしゃいました。そういうのがこの美浦の中でもこれだけあるということが、本当にちょっと大変な現象だなというふうに危機感を持ちまして、今回このような質問をさせていただきました。

相続による所有者不明土地発生の予防が、今後は期待されていくことと思っております。今まで解決できなかった問題が解決されるという法改正は、行政にとっても、困っていた方々にとっても喜ばしい限りです。行政としては、まず所有者不明土地を増やさないことが大事ではないでしょうか。住民への周知が徹底されれば、相続放棄を考えていた方が、国庫への帰属を検討される案件が増えると予想されております。私の知り合いでも親子関係や親族の関係が良好でないために、高齢者のひとり住まいの方なんですけれども「自分

亡き後は土地家屋を村に寄附したい」と言っているケースも現在出てきております。どうか住民のために、所有者不明土地を減らす対策を円滑に進めていただきたいと思います。

災害発生防止に関しては、市町村長による勧告・命令・代執行制度が創設されましたけれども、民法においても強力な気配りをお願いしたいと考えます。

資料2でお示しをしました、民法の規律の見直しで、土地利用の円滑化をうたっておりますけれども、財産管理制度、共有者制度、相隣関係規定、相続制度の見直しの4項目がうたわれておりますけれども、これが来年4月1日以降施行されることを心待ちにされている方がいるということをお伝えしておきます。環境が整備され、住みやすい美浦村づくりを住民と一体となった行政運営がなされることを期待をし、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。

4番議員の松村です。よろしく願いいたします。

初めに、作家であり元外務省主席分析官の佐藤 優氏は近著「プーチンの野望」の中でこう述べている。

「私たちは、ロシアによるウクライナ侵攻で苦しむ人たちの痛み想像力を及ぼしながら一刻も早く停戦させねばならない。心の中で『平和』『対話』『核廃絶』を望むウクライナ人、そして同じく平和を望むロシア人たちに思いを寄せて平和のための『闘う言論』を展開することが、日本で生活する知識人の責務と私は考える」

全く同感であり、一刻も早い停戦を強く望むものであります。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

一つ目の質問は、高度な循環型社会を実現した江戸時代とSDGs（持続可能な社会）について伺います。

江戸研究家の有澤真理氏によれば、江戸時代の日本では、SDGsの目標が既に実現していたものもあり、当時の暮らしぶりに学ぶことが多いと。江戸の町では当時、川から引かれたきれいな水は、上水を通して江戸市中まで流され、地中に埋めこまれた木製の水道管（木桶）により、庶民が暮らす長屋にまでつながっていた。それは、当時の世界最先端をいく都市インフラだったという。

一方、ヨーロッパでは、既に下水道が整備されていた国でも、流れ出た川は汚物と悪臭で満ちていたとの記録がある。それとは対照的に、江戸の隅田川河口では白魚がとれ、品川の大森海岸では海苔がつくられていた。

また、教育についても、江戸時代の手習い「寺子屋」はすぐれたシステムであったよ

うで、読み書きを基本に、算盤や縫製を初め、求めに応じ個別に様々なことが学べたようである。そして、使われた教材などは長らく大切に引き継がれたようであります。

現代は物が壊れるとすぐに新しく買い換えるという大量生産・大量消費の社会であるが、当時の人々は壊れたものは常に修理して使うのが当然とされた。さらには、ごみを灰にしてそれを有効利用し、人などの排せつ物までも貴重な肥料として活用。あらゆるものが、循環利用の中で生かされた社会であったようです。

そこで、今でも長く受け継がれている伝統的なアイテム、風呂敷についてお尋ねいたします。

用途に合わせてあらゆるものを自在に包むことで古くから重宝をされてきたが、その起源は、なんと奈良時代にまで及ぶ。江戸時代の初頭、湯を張って入浴する商売、銭湯が誕生し、元禄時代頃から盛んになった。庶民も衣類や入浴用具を平包みにして持参し、銭湯に出かけた。風呂に敷き、布で包むことから、風呂敷と広く呼ばれるようになった。そして広まった風呂敷の呼称は、やがて行商人たちによって全国に広められた。現在、環境問題などから、改めて存在が見直されている。包み方、結び方法も多様であり、中にはおしゃれにドロップバッグとして持ち運ぶ人もいる。レジ袋やプラスチック容器などの規制が進む昨今である。何度でも洗って使える江戸時代のマストアイテム、風呂敷。江戸時代はまさにエコ時代、それを象徴するアイテムといえる。

本村においても、ならではの「美浦式」的な取り組みを進めてはどうか。意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

循環型社会を目指していく上で、基本となるのは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）であります。リデュースは、製品をつくるときに使う資源の量を少なくすること。リユースは、使用済製品やその部品を繰り返し使用すること。リサイクルは、廃棄物を原材料やエネルギー源として有効利用することです。それらの一環として、全国的にレジ袋の削減、ワンウェイプラスチックごみ削減、つまり、使い捨てプラスチックごみ削減が推進されており、本村においてもキャンペーン等を実施し、啓発を行ってきたところで

す。

風呂敷につきましても、エコバッグ等と比較しまして、利用の簡易さ、汎用性などの面で一長一短あるものの、プラスチックごみ削減に向けての効果が見込めるものと考えられます。村としては、現時点で風呂敷を中心に据えた形の啓発活動というのは計画しておりませんが、ワンウェイプラスチックごみの削減、リサイクル率の向上を目指すことは重要であると考えており、人気、需要等と調整しつつ、研究をさせていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 先ほどの御答弁にありました、3R（リデュース、リユース、リサイクル）は、江戸時代では特に盛んだったようであります。あらゆるものを資源として、無駄にしない暮らしから学ぶもの。

例えば、家庭ごみを有効資源に変える生ごみ処理容器などの設置の助成について、本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

本村では、生ごみ処理容器等の設置及び修繕に対し、補助金を交付しております。微生物によって生ごみを分解し、堆肥化することのできる生ごみ処理容器と電気などの動力を使って生ごみを乾燥することで、ごみを減量する生ごみ処理機器の2種類を対象とした助成を行っております。

生ごみ処理容器は、設置については1世帯に2基まで申請可能で、補助金額は購入金額の4分の3、上限額が1万円、修繕についても同様でございます。生ごみ処理機器は、設置については1世帯1基までの申請で、補助金額は購入金額の2分の1、上限額が2万円、修繕については修繕価格の4分の3、上限額が1万円となっております。

令和3年度の実績については10件の申請があり、補助金額として5万6,800円支出をいたしました。

内訳といたしましては、生ごみ処理容器は8件の申請で3万6,450円、生ごみ処理機器は2件の申請で2万350円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） これまでの助成の取り組みに、感謝いたします。しかし、この取り組みを知らない方のため、村からさらなる周知をお願いいたします。

本村でも既に、衣類や小物など好循環リサイクルの取り組みを、社会福祉協議会・福祉センター内で行われております。貴重な活動に、深く感謝いたします。また、先日、国内の食品ロスが過去最低になったとの報道がなされたが、本村にあってもフードバンク支援に携わっていただいている皆様にも、厚く御礼を申し上げます。

一方、国連並びに連携する国際的な研究組織、持続可能な開発ソリューション・ネットワークによれば、日本におけるSDGsの達成状況は、昨年の18位から19位に順位を下げている。さらに、17ある目標ごとの達成状況では、持続可能な生産・消費を目指す「つくる責任・つかう責任」が、最低評価に転落したとのこと。現代よりはるかに循環型社会を実現していた江戸社会。そこから学ぶことは何か。SDGs（持続可能な社会）の取り組みについて伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○**経済建設部長（木村光之君）** 松村議員の御質問にお答えいたします。

江戸時代は、無駄にしない、ごみを出さない文化として、今日のSDGsにおいて共通する点が多々あると思います。江戸時代の生活から何を学び取るかということと思いますが、物がなかった江戸時代の人々が心がけていた「もったいない」の精神を学び、また、化石燃料に頼らず、江戸時代には実現できなかった再生可能エネルギーの利用拡大によって、地球を浪費しないことを目指すことが大切であると思われま

す。村内の水郷つくば農協は、コンポスト施設により、競走場の馬糞を堆肥化し、販売を行っております。

前述のとおり、村では生ごみの減量化対策として、コンポスター購入者に対し補助金を交付し、堆肥化を推進しております。

そして、持続可能な社会を目指すため、村は、全国的に見ても先進的な事例となる美浦村メガソーラー発電事業を行い、その収益については、環境への負荷の少ない地球温暖化対策機器設置等への補助を行うなど、村民の安全で暮らしやすいまちづくりを推進するために利用されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（下村 宏君）** 松村広志君。

○**4番（松村広志君）** 本村の前向きな取り組み、そして御答弁に、敬意と感謝を申し上げます。

専門家の話を二つ紹介します。

ヨーロッパで初めて体系的に日本を紹介したドイツ人、エンゲルベルト・ケンペルは、鎖国という言葉の生みの親とも言われている。日本を訪れた彼は、次のように述べている。

「この国の民は習俗、道徳、技芸、立ち居振る舞いの点で世界のどの国にも立ち勝り、国内交易は繁盛し、肥沃な田畑に恵まれ、（中略）国内には不断の平和が続き、かくて世界でも稀にみる程の幸福な国民である」

もう一つは、「『経済』という言葉は、江戸時代では『経世済民』つまりこの世営むことで全ての人々を救済することでした。GDPの数字を上げるのではなく、全ての人々が救われることが経済の目的だったのです」

参考までに御紹介いたしました。

もとより私感としても、封建制度や鎖国主義を肯定するものではないことはつけ加えさせていただきます。

続いて、動物愛護の取り組みについて伺います。

昨年度の県内の犬の殺処分数が、初めてゼロになったとの報道がなされた。近年の動物愛護の意識の高まりなどから、保護施設に持ち込まれる数が減ったことや、殺処分を減らす取り組みが実を結んだためとされている。

以前に、動物愛護管理について虐待などの事例を挙げながら質問をいたしました。

県全体として成果に至った背景には、少なからず各自治体の地道な取り組みが必然であります。

本村におけるこれまでの啓発や取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度におきましては、茨城県動物指導センター及び水戸市動物愛護センターに収容された犬1,094頭のうち、けがや病気、老衰等により収容中に死亡した件数を除いた県内の犬の殺処分頭数が、初のゼロとなりました。

これまでの本村の取り組みにつきましては、飼い犬等の引き取り相談・依頼時には、飼い主・家族の方に飼い犬等は収容後、即日処分になることや、親族や知り合いの方の譲渡先の検討を再度促し、飼い犬等の引き渡しへの御理解を求めています。

また、茨城県や茨城県獣医師会が作成しております動物愛護に関するポスター・チラシ等の掲示・啓発・配布を行い、殺処分頭数の減少に努めています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番飯田議員が退席になっております。

それでは、松村広志君の一般質問を始めます。

松村広志君。

○4番（松村広志君） 犬や猫を初め、ペットは飼い主にとって大事な家族であり、親友でもある。ときに癒しを与え、優しく寄り添ってくれたり。

本村でもこれまで保護や里親探しを初め、大変な御苦勞をされてきたボランティアの方々、及び担当課の皆様に、心より御礼を申し上げます。

さて、動物愛護管理法によれば、動物の飼い主等の責任について「動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を与えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」としている。しかしながら、本村でも多くの迷惑事例が起きております。飼い犬の散歩などにより路上に糞を放置させるなど、これまでも幾つもの苦情が届いており、悪質なものは軽犯罪法に抵触するのではないかとの意見もあります。

本本の対策や取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○**経済建設部長（木村光之君）** 松村議員の御質問にお答えいたします。

散歩時の飼い犬による排せつ物の処理につきましては、飼い主の義務となっており、公園・道路等公共の場所はもとより、私有地や空き地等に処理をせず放置をすれば景観悪化や悪臭などの原因となり、近隣住民の方々には深刻な問題となります。

本村の対応といたしましては、現地に赴き、直接飼い主の方にルールとマナーの指導を行い、啓発看板などを村有地や御協力いただける私有地に設置し、対応しているところでもあります。

また、飼い主の方にルールとマナーを指導しておりますが、再三の訪問指導においても改善されない悪質なマナー違反のケースにつきましては、茨城県動物指導センター職員と連携をし、対処しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（下村 宏君）** 松村広志君。

○**4番（松村広志君）** 飼い主による身勝手なエゴが、美しい村のエコロジー・環境と景観を損ねることがないように、さらに働きかけをよろしく願いいたします。

三つ目の質問をいたします。

政府は物価高騰対策を実行するため、2022年補正予算を5月31日に成立させた。今回の補正予算では、我が党から国民生活を守るための編成を強く主張した経緯もあり、原油高対策や生活困窮者を支援する費用などが計上されている。総合緊急対策として、自治体の事業を国が財政支援する地方創生臨時交付金を拡充し、全国1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設、これは各自治体の判断で様々な事業に活用可能となっております。

公明党は、当初から七つの重点項目を示している。

生活支援として、学校給食費などの負担軽減、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の対象拡大や上乗せ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や上乗せ、水道料金を初めとする公共料金の負担軽減など。

産業支援では、バス・タクシーなど地域公共交通の経営支援、トラックなど地域物流維持に向けた経営支援などであります。

本村での活用について伺います。

○**議長（下村 宏君）** 総務部長 木鉛昌夫君。

[総務部長 木鉛昌夫君登壇]

○**総務部長（木鉛昌夫君）** 松村議員の御質問にお答えをいたします。

地方創生臨時交付金の使途についてお尋ねをいただきました。

令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において原油価格・物価高騰等総合緊急対策が策定され、四つの柱の一つにコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援が掲げられ、その中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する生活困窮者支

援や、学校給食費等の保護者負担の軽減、子育て世帯支援を図ることが明記をされております。

これによりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、国においては4月28日に令和3年度留保分2,000億円及び令和4年度予備費分6,000億円を財源とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分を行い、本村には交付限度額として5,819万1,000円が示されました。

それに伴います本村の対応でございますが、現在、企画財政課において関係各課の提案を受け、臨時交付金において実施いたします次のような事業の取りまとめを行っております。

生活支援に関する事業といたしましては、学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援や地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行。

事業者支援に関する事業といたしましては、農業者に対する経営支援や地域公共交通の経営支援などの事業を検討しております。

今後は、議員の皆様にも御説明をしながら、7月の国への実施計画の提出に向け、計画を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 村民の暮らしと生活を守るための取り組みを、これからもよろしく願います。

ある歴史人口学者によれば「江戸時代（徳川期の）日本人は技術選択のコントロールを実行して見せた。日本人は兵器の発達を完全に止めた。いや、後退させたのである。同時にその間に、日本人は兵器分野以外の多方面にわたって前進を遂げたのである」そして「それは人間の精神によりふさわしい速度で生じていた」として「急激な技術進歩の生むいわゆる『未来の衝撃（フューチャーショック）』は存在しなかった。（中略）徳川日本の全体を見渡せば、そこには健全な生命力が気づいていた」その後、日本に訪れた文明開花の波。

さて、世界に帝国主義が巻き起こった時代とは、1870年代の列強諸国の植民地獲得競争から、1945年の大日本帝国の敗戦までとされる。この激動の時代、暗雲が世界を覆う中で状況を具体的に見据えながら、世界に向け警鐘を鳴らす教育者がおりました。日露戦争が勃発する前年、1903年に出版された著書「人生地理学」では、「他国の民衆の犠牲の上に自国の安全と繁栄を追い求める生存競争から脱し、各国が人道的競争に踏み出すべきであると、その著書を通じて人類は弱肉強食的な軍事的競争、政治的競争、経済的競争ではなく、人道的競争を目指すべきであると。そして、人道的競争を可能にする鍵は、他を益しつつ自己も益する方法を選ぶことにある。共同生活を意識的に行うことにある」と強調された。

最後に、自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない。そして、他人の不幸の上に、自らの幸福を築かない。この理念が今、私たちに求められているのではないでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第1号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第2号 美浦村村医設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第3号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和4年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志